

# 茅室町成年後見制度利用支援事業実施要綱

## 目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 町長申立て及び町長申立てに係る費用の助成（第5条—第10条）

第3章 報酬の助成（第11条—第18条）

第4章 補則（第19条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、判断能力が不十分な高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の福祉の向上を図るために実施する成年後見制度利用支援事業（以下「支援事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 審判請求 民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求をいう。

（2） 町長申立て 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定により町長が行う後見、保佐又は補助開始等の審判の請求をいう。

（3） 後見人等 民法に規定する成年後見人、保佐人又は補助人をいう。

（4） 被後見人等 民法に規定する成年被後見人、被保佐人又は被補助人をいう。

（5） 報酬 家事事件手続法（平成23年法律第52条）第39条及び別表第1第13項、第31項又は第50項の規定に基づき家庭裁判所が付与を決定した報酬をいう。

（支援事業の実施）

第3条 支援事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1） 町長申立てを行う事業

（2） 町長申立てに係る費用の助成を行う事業

（3） 報酬の助成

（支援事業の対象者）

第4条 支援事業の対象者は、芽室町に住所を有する者又は次の各号のいずれかが芽室町である者とする。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項又は第2項の規定による介護保険の保険者

(2) 老人福祉法第5条の4第1項の規定による入所措置権者

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項又は第4項の規定による支給決定権者

(4) 知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定による入所措置権者

2 前項の規定にかかわらず、芽室町以外の市町村が前項第1号から第4号のいずれかである場合又は芽室町以外の市町村、団体等の実施する支援制度により助成を受けられる場合は、この事業の対象者としない。

3 前項の規定にかかわらず、芽室町長が必要と認めた者について、対象者とすることができる。

## 第2章 町長申立て及び町長申立てに係る費用の助成

(町長申立ての判断基準等)

第5条 町長は、町長申立てを行う必要性の可否についての判断に当たっては、次の各号に掲げる要件を総合的に勘案して決定するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由により次の各号に掲げる要件の確認が困難であり、かつ、明らかに対象者の福祉の向上を図るために町長申立てを行う必要があると判断したときは、この限りでない。

(1) 審判の対象者（以下「本人」という。）の事理を弁識する能力の程度

(2) 本人の健康状態、生活の状況及び資産の状況

(3) 本人の配偶者及び二親等内の親族（以下「親族等」という。）の存否、当該親族等による本人の保護の可能性及び当該親族等が審判請求を行う意思の有無

(4) 本人に対する各種サービスの利用及びこれに付随する財産管理等日常生活上の支援の必要性

(5) 虐待、放置、資産の侵略等の事実と保護の必要性

(6) その他町長が確認を必要とする事項

2 前項の規定にかかわらず、三親等又は四親等の親族であって審判請求をする者の存在が明らかであるときは、町長申立てを行わぬことができるものとする。

3 令和3年11月26日付け老認発1126第2号第3項に規定する施設の入所期間が長期

間である場合は、茅室町による町長申立てを実施するか又は施設所在地市町村と協議することとする。

(親族等への情報提供)

第6条 前条第1項第3号において、町長が親族等に対して当該親族等による審判請求を行う意思の有無を確認する場合には、必要に応じて、本人の状況等の情報を必要な範囲内で当該親族等に提供することができる。

2 前項において情報の提供を行う場合には、茅室町個人情報保護条例（平成10年条例第49号）に基づき、個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない。

(町長申立ての手続)

第7条 町長は、前条の規定により町長申立ての必要があると判断したときは、家庭裁判所の定めるところにより、町長申立ての手続を行うものとする。

(町長申立てに係る費用の負担)

第8条 町長は、前条の規定により町長申立てを行うときは、家事事件手続法第28条第1項の規定により、町長申立てに係る費用（以下「審判費用」という。）を負担する。

(審判費用の求償)

第9条 町長は、前条の規定により負担した審判費用の求償権を得るために、家事事件手続法第28条第2項の規定により、本人の負担とすることを求める申立てを家庭裁判所に対して行うものとする。

2 町長は、前項の規定により審判費用を本人の負担とすることの決定があったときは、後見人等を通じ、本人に対して当該費用を請求するものとする。

(審判費用の助成)

第10条 前条の規定にかかわらず、経済的な理由で審判費用の負担が困難な低所得者等に対し、前条第1項に規定する申立てを行わないことにより、審判費用を助成することができる。

### 第3章 報酬の助成

(助成の対象者)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、後見人等が民法第725条に規定する親族ではない者に対して、報酬を助成することができる。

(1) 被後見人等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者で報酬を負担することが困難であると町長が認めた者

(2) 前号に掲げる者に準じ、資産及び収入等の状況から報酬を負担するこ

困難であると町長が認めた者

(助成額の基準及び上限)

第12条 助成額は、報酬の全部又は一部とし、被後見人が施設等に入所している場合については月額18,000円、その他の場合については月額28,000円を上限とする。

(助成の申請)

第13条 報酬の助成を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付して報酬助成申請書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。

- (1) 後見等の開始の事実が確認できる書類
- (2) 報酬付与審判書謄本の写し
- (3) 家庭裁判所に提出した財産目録の写し等、被後見人等の資産及び収支の状況が分かる書類
- (4) 保険者又は支給決定権者、措置権者が芽室町であることを確認できる書類
- (5) 申請対象期間の居住地を確認できる書類

2 前項の規定による助成の申請は、報酬付与審判が行われた日の翌日から起算して、3か月以内に行われなければならない。ただし、真にやむを得ない理由があると町長が認める場合は、この限りでない。

(助成の決定)

第14条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、内容を審査のうえ、助成の可否を決定し、報酬助成決定（却下）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(後見人等の報告義務)

第15条 助成を受けている者の後見人等は、被後見人等の資産等の状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに町長に報告しなければならない。

(被後見人等の死亡後の助成)

第16条 被後見人等が死亡した後の報酬については、民法第870条の規定による後見の計算後の残余財産で不足する金額に限り、助成する。

(助成の中止)

第17条 町長は、被後見人等の資産状況若しくは生活状況の変化等により助成の理由が消滅したと認めるとき、若しくは著しく変化したときは、助成を中止し、又は助成の金額を変更することができる。

(助成金の返還)

第18条 町長は、虚偽又は不正な行為により助成金の交付を受けた者があるときは、

助成の承認の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

#### 第4章 補則

##### (委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

(芽室町障がい者成年後見制度利用支援事業実施要綱の廃止)

2 芽室町障がい者成年後見制度利用支援事業実施要綱は、廃止する。

(芽室町高齢者権利擁護事業実施要綱の一部改正)

3 芽室町高齢者権利擁護事業実施要綱を次のように改正する。

第2条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を削る。

第3条中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を第5号とする。

第7条及び第8条を削り、第9条を第7条とし、第10条を第8条とし、第11条を第9条とする。

#### 附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和5年12月1日から適用する。

(令和5年12月5日決定)